

# 人権だより

NO.102

令和7年8月発行

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

## 「ちょっといい話」を募集しています!

日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」に、周りの空気が温かくなったという経験はありませんか?

また、あなたがつらかったとき、苦しかったときにかげられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。このような身のまわりで経験した心温まる出来事を募集します。

**応募期限** 令和7年9月5日(金) 必着

### 応募方法等

- ・自分が体験した、あるいは自分の周りであった心に残る「ちょっといい話」を200字程度にまとめてください。
- ・作品には必ずタイトルをつけ、「お住まいの市町村」、「お名前」、小学生~高校生までの方は「小・中・高校名/学年」をご記入ください。
- ・下記のURL(県ホームページ)から原稿用紙をダウンロードして使用していただき、郵便、FAX、Eメール等でご提出してください。



### 原稿用紙

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/361817.html>

- ・また、右のURL(応募画面)から直接入力するか、QRコードを読み取っていただき、スマートフォンからも応募できます。



スマホからの応募画面

### 応募画面

<https://logoform.jp/form/T8mB/976441>

### 注意事項

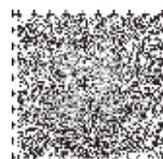
- 1 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、ご応募ください。
- 2 応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- 3 応募いただいた作品は返却しません。
- 4 作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがありますのでご了承ください。
- 5 個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

### 応募先・問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 人権施策推進課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8250 FAX 058-278-2615

Eメール [c11227@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11227@pref.gifu.lg.jp)

## 部落差別を解消しましょう

部落差別は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職や日常生活の上で様々な人権侵害を受けるという問題です。

問題解決のため、国・地方公共団体などがこれまで取り組んできた結果、全体として解消に向けて進んでいるものの、差別意識や偏見は、根深く存在しています。

また近年は、インターネットの掲示板などに、差別的な情報を書き込むといった問題もあります。

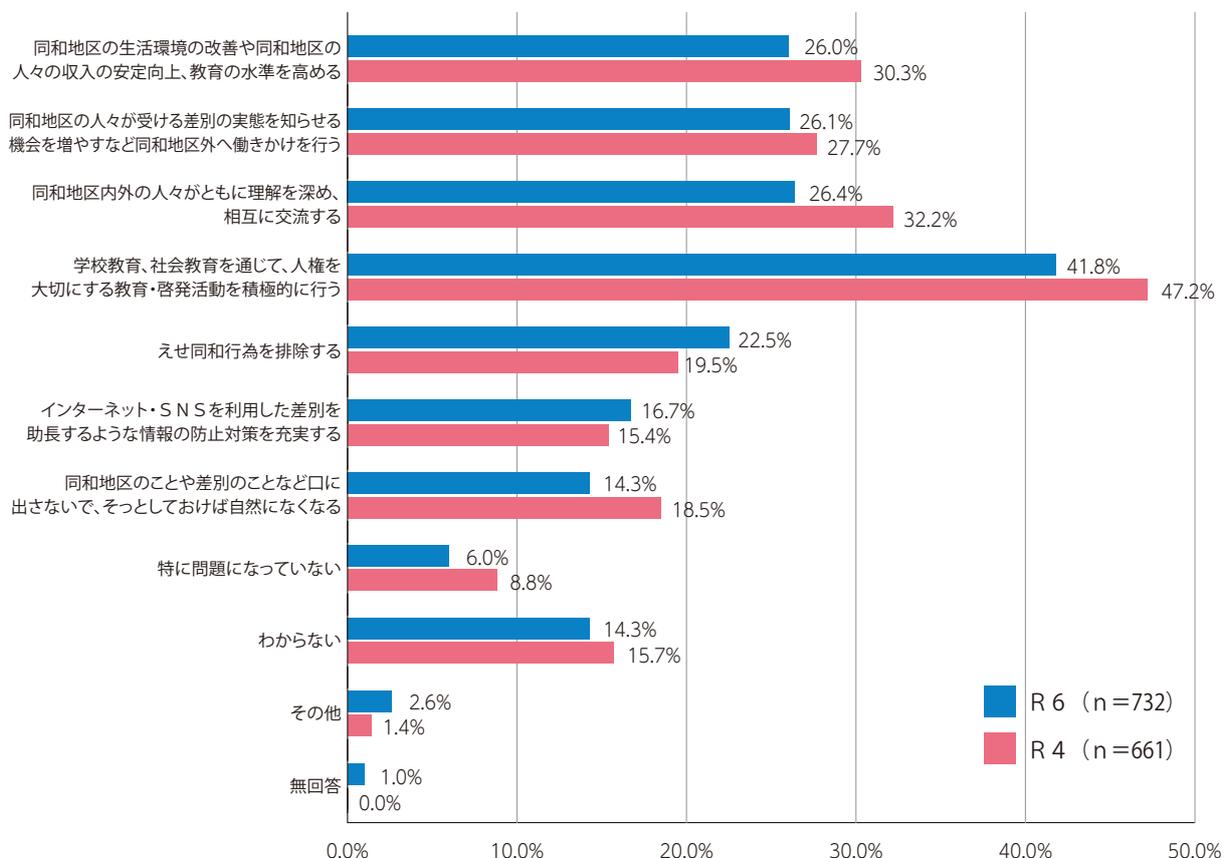
部落差別の解消のためには、私たちがこの問題を正しく理解・認識し、偏見などに惑わされず、一人ひとりの人権を尊重する視点で考えることが大切であり、そのような意識を共有する社会を形成していく必要があります。

平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、県では、法の趣旨を踏まえ、国や市町村、学校などと連携し、人権を大切にするための人権教育や人権啓発に取り組んでいます。

また、インターネット等を利用した差別的情報に対しても、モニタリングを実施しインターネットから削除する取り組みも行っています。

今後も部落差別を解消するために、わかりやすい講演会や人権に関心をもってもらえるようなイベントを開催しますので、ぜひ参加してみてください。

### Q 部落差別を解消するためには、どうしたらよいと思いますか。



(R6 県政モニターアンケートより)



「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」の割合が最も高く、部落差別を解消するために、教育や啓発が重要であると考える人が多いことが分かります。

# STOP! 職場のハラスメント

職場のハラスメントにより労働者やフリーランスの就業環境が害されることのないよう事業主は雇用管理上必要な措置を講じましょう。

## パワハラ (パワーハラスメント)

- ①優越的な関係を背景とした言動
  - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
  - ③就業環境が害されるもの
- 身体的な攻撃/精神的な攻撃/  
人間関係からの切り離し/  
過大な要求/過小な要求/個の侵害

## セクハラ (セクシュアルハラスメント)

- 職場における性的な言動
- ①対価型  
労働条件や取引条件が不利益を受ける
- ②環境型  
就業環境が害される

## 妊娠・出産・育児休業等 ハラスメント

- 妊娠・出産等、育児・介護休業等への言動
- ①制度等の利用への嫌がらせ型  
制度又は措置の利用に関する言動により就業環境が害される
- ②状態への嫌がらせ型  
女性労働者が妊娠、出産したこと等に関する言動により就業環境が害される

## カスハラ (※) (カスタマーハラスメント)

- ①顧客、取引先、施設利用者他の利害関係者
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動
- ③就業環境が害されるもの

## 就活セクハラ (※) (求職者等に対するセクハラ)

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対するセクシュアルハラスメント



職場のハラスメントを防止するため事業主には以下の措置を講ずる義務があります。

(※)「カスハラ」「就活セクハラ」対策措置義務の改正法は令和7年6月11日に公布されました。施行日は公布後1年6か月以内の政令で定める日です。事業主が講ずべき措置の詳細等は今後指針等で示されます。

- ハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 相談者・行為者等のプライバシー保護、相談したこと等を理由とした不利益取扱を禁止する旨定め周知
- 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

■お問い合わせ先/岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550

## 公正な採用選考とは？



①応募者に広く門戸を開き、②本人の適性と能力に基づいた基準による選考を行うことが「公正な採用選考」です。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないもの（厚生労働省履歴書様式例 (<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/methods.html#methods01>) を参照) を用いるとともに、面接時においても、あらかじめ質問事項を決めておき、就職差別につながるおそれのある事項の質問は行わず、すべての応募者に公平な対応をお願いします。また、下記についても御注意いただきますようお願いします。

### <就職差別につながるおそれのある応募書類>

「戸籍謄(抄)本」「住民票」「現住所(自宅付近)の略図等」「健康診断書」など

### <採用選考時における健康診断>

・その必要性を慎重に検討し、合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

### <採用内定後にも注意を>

\*採用内定後においても、雇用管理上の合理的な必要性が認められる範囲に限って個人情報の把握をするようにしましょう。(単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に各種書類を提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿等はそのまま使用しないこと。)



■お問い合わせ先/岐阜労働局職業安定部職業安定課 TEL 058-245-1311  
又は最寄りのハローワーク



## 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

～なんでもおしえて こころのもやもや～ における電話相談所の開設について

いじめやSNSに悪口を書き込まれたなど、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みについて、どなたでもお気軽にご相談ください。

日 時

令和7年8月27日（水）から令和7年9月2日（火）まで  
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで  
土・日曜日は、午前10時から午後5時まで  
（上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。）  
※相談は無料です。

秘密は厳守します！！

電話番号

こどもの人権110番 0120-007-110（フリーダイヤル）  
※携帯電話からもかけられます。

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員



パソコンからは

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページにアクセスできます。

SNS（LINE）による人権相談  
アカウント名 法務局LINEじんけん相談  
検索ID @linejinkensoudan  
右のQRコードを読み取れば友達登録できます。



## こどもの人権SOSミニレター事業について

秘密は厳守します！！

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員が手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。子どもたちが少しでも悩みから抜け出せるように、また、子どもたちの力になるようにアドバイスしています。

返事を出すときには、新しいミニレターを同封していますので、子どもたちの手元には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば、「こどもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。



※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、  
こどもの人権110番  
0120-007-110  
（フリーダイヤル）までお電話ください。

### 音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

